

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条第1項第3号を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「免除」を「減額又は免除」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、前項の規定によるほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、平成27年2月1日以後の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 理 由

学校施設開放使用料の減額について必要な事項を定めるため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号</p> <p>(第1条～第10条 略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 委員会は、川崎市財産条例第3条第3項の規定により準用する同条例第6条第1項第3号の規定に基づき、次の各号に掲げる利用団体について、使用料を免除するものとする。</p> <p>(1) 子どもの健全育成を目的とし、市内に在住する義務教育終了前の子ども、指導者その他活動を支援する者で構成する団体。ただし、構成人数の半数以上が子どもである場合に限る。</p> <p>(2) 障害者の社会参加等を目的とし、主に障害者と指導者で構成する団体</p> <p><u>2 委員会は、前項の規定によるほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項</u>の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする利用団体は、使用料減額又は免除の申請をしなければならない。</p> <p>(第12条～附則 略)</p>	<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号</p> <p>(第1条～第10条 略)</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第11条 委員会は、川崎市財産条例第3条第3項の規定により準用する同条例第6条第1項第3号の規定に基づき、次の各号に掲げる利用団体について、使用料を免除するものとする。</p> <p>(1) 子どもの健全育成を目的とし、市内に在住する義務教育終了前の子ども、指導者その他活動を支援する者で構成する団体。ただし、構成人数の半数以上が子どもである場合に限る。</p> <p>(2) 障害者の社会参加等を目的とし、主に障害者と指導者で構成する団体</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認める団体</u></p> <p><u>2 前項</u>の規定により使用料の免除を受けようとする利用団体は、使用料免除の申請をしなければならない。</p> <p>(第12条～附則 略)</p>

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部改正に係る説明資料

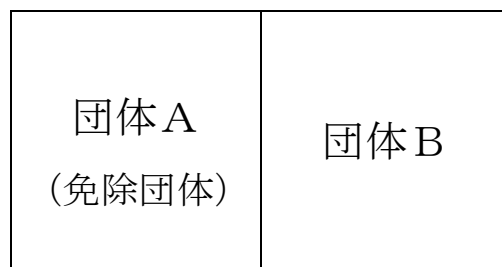
【現行】

(図 1)



2 団体で折半して利用料金を支払い

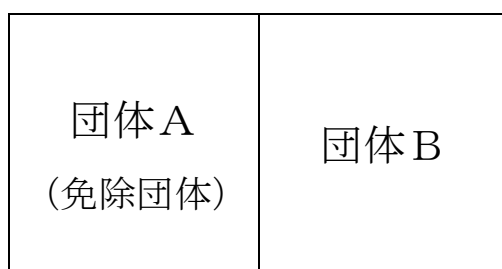
(図 2)



団体 B が利用料金全額を支払う

(図 3)

【改正】



団体 B は 1 時間あたりの使用料の 5 割を支払う